

議第 65 号

令和5年度福山市駐車場事業特別会計補正予算  
(第2号)

令和5年度福山市駐車場事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

2024年(令和6年)2月29日提出

福山市長 枝 広 直 幹

駐車場事業特別会計

第1表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
(1) 営業費	1 営業費	施設整備事業 (三之丸駐車場)	56,450